

2020 年度 入学資格審査実施要項

2019 年 6 月 13 日

明治国際医療大学大学院が実施する入学試験に出願を希望する者で、入学資格審査を要するものは、学校教育法施行規則第 155 条の規定による入学資格審査を事前に受け、入学資格を認められた場合に限り出願を認めるものとする。

1. 申 請 手 続 き

(1) 申請書類

- ① 入学資格認定申請書（様式第 1 号）
- ② 学習歴等の調書（様式第 2 号）
- ③ 証明書類等
- ④ その他本学が審査等に必要と認めた書類

(2) 申請期限

入学試験の出願開始の 1 カ月前までとする

(3) 提 出 先

〒629-0392 京都府南丹市日吉町 明治国際医療大学 入試事務室

※ 提出された書類は返却しない。

2. 出願資格（審査基準）

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、又は 2020 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者、又は 2020 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院の個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 22 歳以上のもの

4. 審査及び結果の通知

審査は大学院委員会が行い、その結果は当該入学試験の出願開始日までに、「入学資格審査結果通知書」及び「入学資格認定書」（様式第 3 号・第 4 号）により通知する。